資料1
 専門家会合(第4回)

 平成26年11月10日

障害認定基準(言語機能の障害)の 検討事項

【検討課題1】対象疾患の定義について

項番	「音声・構音障害」「失語症」「耳性疾患」それぞれの症状などの定義について、 詳細に記載できないか。
(1)	【検討事項】 〇なし

【検討課題2-1】認定要領の評価項目について

項番	「発音不能な語音」の評価	
(1)	【検討事項】 ○ ⑩(5)イの表題を、「Ⅱ 発音に関する検査結果」としてよいか。	

(第3回専門家会合における主な意見)

○診断書のウ II 「発音に関する検査成績」については、検査成績だけでなく、発音が不能な状態や語音 についての情報などいろいろ記載できるような表題にした方がよい。

項番	失語症に関する発語等の評価 〇失語症の重症度を判定できる適切な検査方法があるか。
(2)	【異論が出なかった事項】 〇音声言語の表出及び理解の程度の確認欄は、3頁の案1とすること。
	【検討事項】 〇失語症の状態を確認する検査結果を、評価の参考として診断書に記載し、 また、必要に応じて検査結果を診断書に添付できるようにしてはどうか。

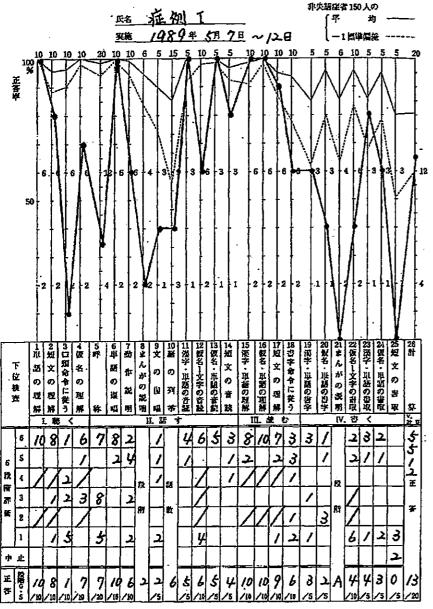
- ○3頁の案について、案2では具体性に欠け、主治医の主観が入ってしまうので、なるべく客観的な案1 の方がよい。「会話状態」の評価も含め、なるべく精神・神経疾患専門の医師に書いてほしい。
- ○3頁の案については、案1がよい。なお、この頁の表題は「音声言語の表出及び理解の程度」というのが正確な表現ではないか。
- ○3頁の案1で、「単語の呼称」だと5つの単語のうち1つ2つしかできなければ、「あまりできない」、また「短文の発話」について「おおむねできる」というのは、正確には言えなくても、例文に類した短い文章が発話できる程度だと考える。
- 〇音声言語の表出及び理解の程度の確認欄は、障害等級を評価する場合に、音声言語の表出と理解 の程度と会話状態との間の整合性を見る意義がある。

「音声言語の表出及び理解の程度」の確認について

	案 1	案 2
確認する内容	日常的に使用する単語や文章が話せるか又は理解できるかを確認する	日常生活における基本的な動作の可否から、コミュニケーション能力を確認する
具体的な 確認項目(例)	※該当する箇所にチェックする。(択一式)	※各項目の左欄は「失語症患者の発話の可否」、右欄は「失語症患者の話しことば の理解の可否」を示す。それぞれ該当する箇所にチェックする。(複数回答可)
	1 単語の呼称 (例:家、靴下、自動車、電話、水)	1 本人の名前、住所など
	□ できる □ おおむね □ あまりできない □ できない できる	□ 言えない □ 分からない
	2 短文の発話 (2~3文節程度、例 :女の子が/本を/読んでいる)	2 物品の要求
	□ できる □ おおむね □ あまりできない □ できない できる	□ 要求できない □ 要求が分からない
	3 長文の発話 (4~6文節程度、例:私の/家に/田舎から/大きな/小包が/届いた)	3 基本的な日常生活動作の指示
	□ できる □ おおむね □ あまりできない □ できない できる	□ 指示できない □ 指示が分からない
	4 単語の理解 (例:1と同じ)	4 電話の対応
	□ できる □ おおむね □ あまりできない □ できない できる	□ 応答できない □ 話が分からない
	5 短文の理解 (例:2と同じ)	5 他人との意思伝達
	□ できる □ おおむね □ あまりできない □ できない できる	□ 用件を伝えられない □ 相手の用件が分からない
	6 長文の理解 (例:3と同じ)	
	□ できる □ おおむね □ あまりできない □ できない できる	
	○客観的な案1のほうがわかりやすいと思う。○失語症検査の要約のようなものであり、言語聴覚士や失語症の専門医でなければできないのではないか。	○電話の対応ができる・できないは、その場では判断できない。 ○「物品の要求」というのは分かりにくい。 ○認知的な要素が非常に多く入ってきてしまうのではないか。 ○具体性に欠け、主治医の主観が入ってしまう。
	〇これらの案は、評価の参考として、失語症があるかを押さえるための項目になるので 〇これらの案は、「会話状態」の1つの参考となるものであり、「会話状態」の重症度との 〇患者はできるときもあればできないときもあるという面があるので、単語の呼称ができ 〇「書く」という要素は大事な項目なので、そうした要素も含めた方がよいのではないか	間に整合性がなければいけない。 ないから重いとかいうのは、参考にはなるが、これだけでの評価は難しい。

標準失語症検査

標準失語症検査プロフィール(A)



注 10. 「怒の列挙」は15話を100%とした

言語症状のまとめ表

•	西頭症(Aのよとの)式
	近位成 (然 疑 程度 (中度) 重成)
失图证	Broca 关语
	発 延 失 行 (無 發 軽度 (中度) 重度) 逐動性構音陳客 (無) 疑 軽度 中度 重度)
発語運動の 降 害	① 音声の 障害()
その他のコ	宛果 - 右半球症候群・その他・
ミュニケー ション幹害	特になり、
発 話 並	(多弁 普通 ボッリボッリ) 発話なし) 発話量に比べて伝達内容が (とぼしい (とぼしくない)
结	① 音 骸 性 婚 語 (無 物) (不明) ② 語 性 婚 語 (無 物) (不明) ③ その他の特徴
	((麻) 有 不明) 特飲
ジャルゴン	
失(貓)文法	映图能力に比べて文法能力は (高い (同じくらい) 低い)
	(無 御 類落)(不明) 症状が目立つ言語傾而・解題を記す
保統提状	
自己修正の	① 作正できる ① でにしょうとするが成功しない ② 作正しようとするが成功しない ※ あいてをづかない
能力	② 自己性質の能力は不明 一種方がある。
	意欲 (屬い) 普通 低い) 集中力 (有 (普通) 無) 易或労性 (無) 普通 有)
* m A6 m	
その他の特別行	
"	

言語評価・報道報告 (初回)

独安年月日 1976-O-O (発達後3か月)

足(沙泉(金・女) 外来 应者名 K. P.

発起年月日 1976-○-○

医学的珍斯名 后点空的书。右片麻痹

和告年月日 1976-〇-〇 担当 〇 〇

No. 1

食器障害の軽減

失葉皮(紙貨運動除害を伴う失踪)

放主站朵

7. 合語機能

聞く: 日本物品の建設地は可能であったが、安実の理解や数据な指示に従うことは極めて国 異であった。日常会話においては、ゆっくりと、役り送し合わないと理解できないこと おしばしばあった。

建立的抵抗力も転下しており、連続して言われたる何の特品名おるいは数字を記念す るととはできなかった。

数す:顕著な残骸囚難のため。含然による意思の伝達は囚難であったが、時に、状況にあっ たシー3大郎文の発音が厚められた。

最近な物品名の呼称は10度中 6 後、低級変圧では1個のるが可能であった。

発語は非波響で,一貫柱のない音節変化が認められた(単音節の復讐で 58% の正答 中)。核者の限りは包集が主であり、時に登略がみられたが、歪みはみられなかった。発 話達度は全般的に通く。発送開始時の検索行動が深められた。

禁む:漢字単語の理解は臭好であったが,似名は困難で,美術の同に差が深められた。大の 遺録は不可能であった。

安設:仮名文字の書談は30%の正答字であった。単語レベルの書談は漢字・仮名とも一覧を 除る区型であった。文レベルの省誌は全く行えなかった。、

去く: 系判路 (1~100数字) は可能であったが、仮名の書家は全く不可能であった。単作 の妻字(自発及び春草)では、漢字、仮名ともに四種で、大レベルの音字は全くでき ず。在学の実用性はほとんどなかった。

数と計算: 数数全の理解は保たれており、 1桁の加減条件も可能であったが、複雑な年期は 不可量であった。

2. その角

魅力:突開的に関題なし

洗肉発酵器官:影響、機能ともに特に質量なし。

5 な

夫廷是が国治られる。まくプは、直覚元爵師寄を伴う矢孫(重定)である。 現在のコミュエケーション協力では、日常生版にも実験を合たしている。このタイプでは美 別にわたって徐々に改善がおすることが知られているが、木皮質では、非常的理解力及び大学 の道路力の低下が著明にみられるととから、予禁にはおのずから限界があるものと思われる。

	-3 -2 -1 0 +1 +2 +8
早版の知道領域面 早期の原域後報連節) く 活力の元符(版) 数別の元符(版) 数別の元符(述) 数別の元符(述) 数別の元符(述)	2 4 8 34 2 4 8 34 3 34 3 34 3 34 3 34 3
校名文字の建立知 対 対 対 対 対 が が が が が が が が が が が が が	0 2 4 6 13 0 2 6 6 13 0 2 4 5 13 0 2 4 5 13 0 2 4 6 13 0 1 2 3 5
音 仮名文字の音號 単新の音談(表字) 単語の音談(仮名) 文 の 音 鉄	6 2/4 6 2 23 6 2/4 6 2 23 8 2 3 6 8 23 6 1 2 3 4 5
工	0 AC 1 LS A 0 3 4 5 8 19 0 2 4 5 8 19 0 2 4 5 8 19 2 4 6 8 29 4 1 2 3 4 5
※ 列	0 8.5 T 1.5 A 0 4 8 210 0 2 4 8 3 10 0 2 4 8 8 10 0 2 4 8 8 10 1 3 4 4 8 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
新原(県)と声示の組み合せ を を を が は に は に は に に に を が に に に に に に に に に に に に に	0 2 4 5 4 6 8 9 12 12 12 13 12 13 12 13 12 13 12 13 12 13 12 13 12 13 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13
	-3 -2 -1 0 +1 +2 +3

夫廷生間別計画技造或数(Z 昇点プロフィル)

しかし、火速症のタイプが、関連効果の期待できる底覚薬薬障害を伴った失格であること。 発度からの経過期間が3か月と短いとと、年齢が59歳と持く。言語関数に対する定式が高いと と、などを考慮すると、集中的な甘語関鍵の適方があると利断される。

方 針

集中的な言語別載を行う。

項番	「会話状態」の評価 〇失語症についても「会話状態」で評価するということでよいか 〇失語症の症状も含めて、現在の基準をより分かりやすい表現にできないか
(3)	【異論の出なかった事項】 〇読み書きの障害も『第6節 音声又は言語機能の障害』に含むが、原則として 音声言語の理解と表出(話す・聞く)による評価をもって、失語症全体として判断 すること。ただし、話す・聞くにほとんど障害がなく、読み書きの障害が重い場合 には、一定の配慮をすること。
	【検討事項】 〇「会話状態」を「会話による意思疎通の程度」に変更してはどうか。 〇「会話状態」の区分3及び区分2をどのように表現するか。(8頁により検討) 〇話す・聞くにほとんど障害がなく、読み書きの障害が重い場合について、認定基準にどう記載するか。

- ○「会話状態」は、「言語コミュニケーション障害の重症度」などの表現に変えた方がよい。
- ○変更案の区分3は、全体の中の部分的に障害があるという意味で、「断片的に成り立つ」という表現を 「部分的に成り立つ」という表現にした方がよい。また区分2は、区分3との間を明確にするのであれば、 「ある程度成り立つ」を「ほぼ成り立つ」という表現にした方がよい。
- 〇変更案の区分3の断片的にしか成り立たないという状態も失語症としては非常に重いので、「全失語」 だけでなく、断片的な発話の障害があるか、理解も極めて障害されている場合は、2級相当になるので はないか。
- ○適切な名詞が出ない程度の比較的軽い失語でも、労働は著しく制限されるので、3級にあたる可能性があるのではないか。
- ○教科書的には、読み書きも含めての失語症という理解が、医師の共通認識としてあると思う。 ここで、読み書きは高次脳機能障害に属し、話す・聞くについてだけが失語症だということを現場で実際 に診断書を書く医師が理解できるかどうか。読み書きだけを切り取るというのは難しいのではないか。
- ○読み書きの障害だけを「精神の障害」に分けて評価するのは、非常にややこしい。失語症患者の大部分が音声言語の障害を伴っており、読み書きだけが障害されている数は非常に少ないので、音声言語による評価をもって、失語症全体として判断する方がよい。
- ○音声言語にほとんど障害が無く、読み書きの障害が重い場合には一定の配慮が必要ではないか。

「会話による意思疎通の程度」の評価について

区分	現 行	変更案
4	日常会話が誰が聞いても理解できない。 (2級)	患者は、話すこと、聞いて理解することの どちらか又は両方がほとんどできないため、 日常会話が誰とも成立しない。
3	日常会話が家族は理解できるが、他人は 理解できない。 (3級)	患者は、話すことや聞いて理解することの どちらか又は両方に多くの制限があるため、 日常会話が、互いに内容を推論したり、たず ねたり、見当をつけることなどで断片的 <mark>部分</mark> 的に成り立つ。
2	電話による会話が家族が理解できるが、 他人は理解できない。 (障害手当金)	患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に一定の制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、 <u>ある程度</u> 成り立つ。
1	日常会話が誰が聞いても理解できる。	患者は、話すことや話を理解することにほと んど制限がなく、日常会話が誰とでも成立す る。

【参考】BDAE 失語症重症度評価尺度

0	(訳文) 実用的な話しことばも理解できることばもない。 (原文) No usable speech or auditory comprehension.
1	(訳文) 全てのコミュニケーションは断片的な発語によって行われ、聞き手が推断したり、たずねたり、憶測したりする必要がある。交換できる情報には限りがあり、コミュニケーションは聞き手側が責任を持つことによって成立する。
	(原文) All communication is through fragmentary expression; great need for inference, questioning and guessing by the listener. The range of information which can be exchanged is limited, and the listener carries the burden of communication.
2	(訳文) 身近なことがらに関しては、聞き手が援助すれば会話が成り立つ。患者は意思を伝えることにしばしば失敗するが、コミュニケーション には聞き手と責任を分かち合う。
	(原文) Conversation about familiar subjects is possible with help from the listener. There are frequent failures to convey the idea, but patient shares the burden of communication with the examiner.
3	(訳文) 患者は、日常的な問題の大部分について、ほとんど、または全く援助なしに話すことができる。しかし、話しことばと理解のどちらか一方、 または両方に制限があり、ある種のことがらについての会話には困難を伴うか、または不能である。
	(原文) The patient can discuss almost all everyday problems with little or no assistance. However, reduction of speech and/or comprehension make conversation about certain material difficult or impossible.
4	(訳文) 話しことばのなめらかさ、または理解力に多少の障害が明らかにあるが、表出された考えや表現のしかたには著しい制限はない。
	(原文) Some obvious loss of fluency in speech or facility of comprehension, without significant limitation on ideas expressed or form of expression.
5	(訳文) ごく軽微な発音の障害がある。患者は、主観的には困難を感じているが、聞き手には、はっきりした障害は感じられない。
	(原文) Minimal discernible speech handicaps; patient may have subjective difficulties which are not apparent to listener.

【出典】『The Assessment of Aphasia and Related Disorders』(Harold Goodglass, Edith Kaplan 著)1972年、 訳文は『失語症の評価』(笹沼澄子, 物井寿子 著)1975年

【検討課題2-2】 等級判定の基準について

項番	①失語症について、「発音不能な語音」に関する評価は不要としてよいか。 ②「音声・構音障害」について、「発音不能な語音」の基準は現状のままでよいか。 ③評価項目の見直しに伴う変更以外に見直す部分はあるか。
(1)	【異論が出なかった事項】 〇等級判定について、「会話状態」の区分4を2級相当、区分3を3級相当、区分 2を障害手当金相当とすること。
	【検討事項】 〇認定基準2(2)アは、削除してよいか。 〇失語症にかかる等級判定の考え方は、従来どおりとしてよいか。 (11~13頁により検討) 〇肢体の障害や精神の障害がある場合に、適切に併合認定が行われるよう、 併合認定の仕組みの周知を図るべきではないか。(14頁により検討)

- ○他の疾患の1級が、かなり重症で寝たきりの状態や常時の介護又は監視を必要とする状態であるので、失語症だけで1級にはならないのではないか。身体障害者手帳など他の制度の基準と照らし合わせても、1級にはならないのではないか。
- 〇現行の障害認定基準で定めている各等級の障害の程度に照らし合わせると、失語症だけで1級というのは難しいと思う。
- 〇現行の認定事例をみると、失語症で2級の方の日常生活は自立している症例が多いと思われることから、他の疾患の1級と同等に取り扱うのは難しいので、現状のままでよいのではないか。
- 〇肢体の麻痺があってかつ重度のブローカ失語は、言語2級と肢体2級なら1級になる。肢体に麻痺がない重度のウェルニッケ失語の場合は、他に行動の障害がある場合もあるので、言語2級と精神2級なら1級になる。こうした 併合認定のことを認定基準にしっかり書いた方がよい。

失語症の等級判定について

1. 国民年金法施行令

(障害等級)

第4条の6 法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

別表

障害の	障害の程度 障害の程度 障害の状態	
和	1 2 3 4 5 6 7 8 9	両眼の視力の和が0.04以下のもの 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と 認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認め られる程度のもの
2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 17	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 平衡機能に著しい障害を有するもの そしゃくの機能を欠くもの 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の横能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの 一下肢を足関節以上で欠くもの 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2. 障害認定基準(一部抜粋)

第2 障害認定にあたっての基本事項

1 障害の程度

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところであるが、その障害の状態の基本は、次のとおりである。

(1)1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分 の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

(2)2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの 又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、 家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(3)3級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。 また、「傷病が治らないもの」にあっては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の ものとする。

3. 認定基準で具体的に定まっているものの例

	該当する障害の状態		参 考	
内部疾患 の障害 (例:肝疾患に よる障害)	1	検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度以上を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの	【一般状態区分】(一部抜粋) ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているものエ 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったものオ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの	
	2	検査成績及び臨床所見のうち中等度 又は高度の異常を3つ以上示すもので、 かつ、一般状態区分表のエ又はウに 該当するもの		
精神の障害 (例:統合失調症)	1 級	統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の援助が必要なもの		
	2	統合失調症によるものにあっては、残 遺状態又は病状があるため人格変化、 思考障害、その他妄想・幻覚等の異常 体験があるため、日常生活が著しい制 限を受けるもの		

4. 併合認定

「音声又は言語機能の障害」と「肢体の障害」や「精神の障害」が併存する場合は、併合認定を行っている。

言語(2級)+肢体または精神(2級)→ 併合(1級)

言語(2級)+肢体または精神(3級)→ 併合(2級)

言語(3級)+肢体または精神(2級)→ 併合(2級)

言語(3級)+肢体または精神(3級)→ 併合(2級)

5. 失語症に係る併合認定の状況

		言 語 2 級	言 語 3 級	合 計
A 失語症のみで認定 (他の障害は、評価の対象 となっていない。)		7件(35%)	2件(13%)	9件(26%)
B 他の障害との併合等 により、上位等級で 認定		13件(65%) (最終的に1級で決定)	13件(87%) (最終的に1級又は2級で決定)	26件(74%)
肢体の	の障害	13件	11件	24件
精神(の障害	O件	2件	2件
合 計(A+B)		20件(100%)	15件(100%)	35件(100%)

[※] 平成25年10月~平成26年3月の間に失語症を対象傷病とする診断書によって、新規裁定された障害基礎 年金及び障害厚生年金の中から、日本年金機構においてサンプルを抽出したもの。

6. 併合認定の周知に向けた取り組み

併合認定の仕組みの周知徹底を図り、適正な障害状態に基づく認定を行うよう、以下の改善を図る。

①医療機関への周知

→ 失語症の他に肢体の障害や高次脳機能障害などの障害がある場合には、併合認定できる場合があること、併合認定を行うには障害ごとに診断書の提出が必要であることについて、 医療機関に周知する。

②日本年金機構での窓口対応の改善

→ 失語症患者から障害年金請求があり、他の障害との併合によって上位等級になる可能性がある請求者には、積極的に併合認定の仕組みを説明することとする。

【検討課題3】その他の検討事項

項番	人工物の装着や補助用具を使用している場合の判定について 〇言語機能の障害に関して、常時装着する人工物又は常時使用する補助用具 はあるか。 〇その人工物を装着又は補助用具を使用している場合、どのように等級決定す るか。
(1)	【異論が出なかった事項】 〇人工物を装着又は補助用具を使用している場合の等級判定は、4つの観点 (①持続性、②障害の改善度合い、③使用時の負担度合い、④普及度合い) から検討すること。

(第3回専門家会合における主な意見)

〇挙げられた4つの観点については、これでよいのではないか。

項番	〇喉頭全摘出手術した場合の基準について、下線部分の表現をどう考えるか。 ア手術を施した結果、 <u>言語機能を喪失したもの</u> については、2級と認定する。 〇喉頭全摘出手術した場合の他に、例示すべき事例はあるか。
(2)	【検討事項】 〇認定基準2(8)イの記述を、どう見直すか。

- 〇認定基準2(7)アの「発音に関わる機能」については、定義の文言との整合性を考えれば、現行案のままでよい。
- 〇認定基準2(7)イの「障害の程度を認定する時期は、喉頭全摘出手術を施した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。」という記述が分かりにくい。手術が1年6か月を超えると認定できないようにも読めるので、括弧書きを「初診日から起算して1年6月以内の日でも可とする。」などとした方が分かりやすいのではないか。